

個⑥083 申告書第三表（分離課税用）

F A 0 0 3 3

F A 0 0 3 2

第三表

（平成二十二年分以降用）○第三表は、申告書Ｂの第一表・第二表と一緒に提出してください

○この申告書は、二枚目が控用(複写式)となっています。※平成二十二年分以降用の申告書から、これまで二枚目にあつた住民税用がなくなりました

番号		一連 番号	
----	--	----------	--

この表は、「分離課税の所得」、「山林所得」又は「退職所得」がある場合に、その所得金額や所得税額を計算するために使用するものです。

特別適用条文	法		条		項	号
特別適用条文	所法	捕法	憲法	条の の 		項 号
	所法	捕法	憲法	条の の 		項 号
	所法	捕法	憲法	条の の 		項 号

[illegible][illegible]

所得の生ずる場所		退職所得控除額	
		円	

○ 退職所得に関する事項

所得の生ずる場所		退職所得控除額	
		円	

整理欄	A	B	C	申告等年月日						
	D	E	F	通算						
	取得期間								特別期間	
	資産			入力			申告区分			

番号		一連 番号	
----	--	----------	--

この表は、「分離課税の所得」、「山林所得」又は「退職所得」がある場合に、その所得金額や所得税額を計算するために使用するものです。

特別適用条文	法	条	項	号
	所法 補法	条の	項	
	所法 補法	条の	項	
	所法 補法	条の	項	

[illegible]

の 他	配当	本年分の⑥から 差し引く繰越損失額	⑧4						
	先物取引	本年分の⑥から 差し引く繰越損失額	⑧5						
	引当	翌年度繰り越される 損失の金額	⑧6						

○ 分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項

区分	所得の生ずる場所	必要経費	差引金額 (収入金額 －必要経費)	特別控除額
		円	円	
	合 計	⑧7		

○ 分離課税の上場株式等の配当所得に関する事項

種目・所得の	収入金額	負債の利子	差引金額
--------	------	-------	------

[illegible]